

真庭市立米来小学校いじめ防止基本方針

令和6年度

いじめに関する現状と課題

毎月「いじめに関するアンケート」を行うことで、子どもたちが学校生活で困っていることはないか現状を把握するようしている。アンケート結果を基に、対象児童には、担任や担当等がすぐに教育相談を行い、具体的な状況の把握に努めている。話を聞く中で、自分が何気なく言った言葉が、知らない間に相手を傷つけてしまっているといった事案も見られる。クラス替えも無く人間関係が固定化されがちな状況には変わりない。今年度もアンケートを行ったり細やかな観察を行ったりしながら児童理解に努め、いじめの早期発見・未然防止・適切な対処を行うと共に、人権意識を高める指導等についての職員研修を行い、指導力の向上に努める。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

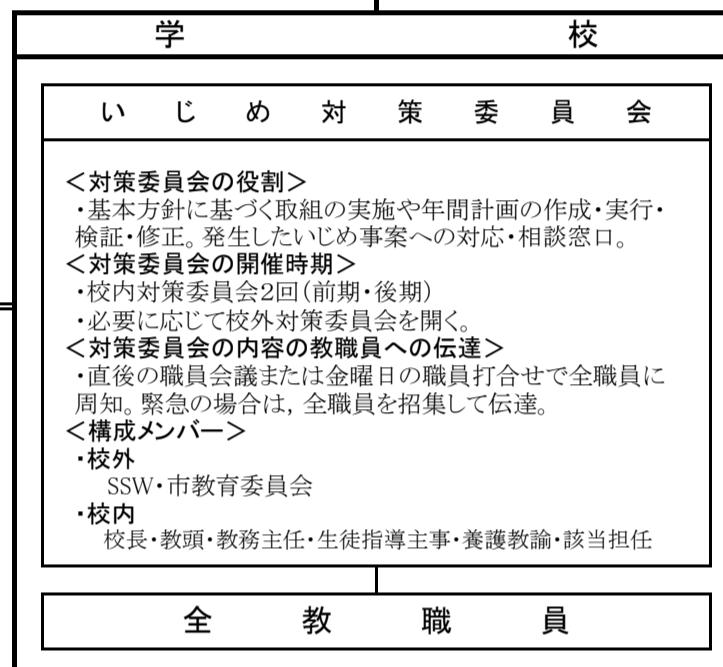
- ・児童一人ひとりの人権が認められ、お互いの違いを認め合うことのできる集団づくりに学校全体で取り組む。安心できる自分の居場所がある学級づくりに取り組む。そのために、教職員が児童の背景を大切にした児童理解に努め、情報交換をしっかりと行いながら小さな人権問題も見逃さないというアンテナをしっかりと張り、全職員で児童を見守っていく体制づくりをしていく。
- ・いじめの未然防止に向け全児童が楽しいと思える学校・学級とはどのような場なのかを模索しながら、自分の伸びが確認できる授業の工夫や児童が自己有用感のもてる活動を取り入れていく。
- ・いじめの早期発見のために毎月児童アンケートを実施し、6月と12月に教育相談週間を設定する。また保護者との信頼関係を築き、何でも学校・職員に相談できる関係をつくっていく。

- <重点となる取組>**
- ・いじめは絶対許さない、見過ごさないという学校・学級づくりを図る。
 - ・日常生活の中で不合理は許さないという児童・教職員の人権意識を高める。
 - ・一人の問題を学級全体の問題として話し合ったり、自分に何ができるか考え実行したりできる集団作りに取り組む。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・保護者からの訴えや相談を真摯に共感的に受け止め、情報をもとに指導に生かしていく。
- ・学校運営協議会委員・民生児童委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行う。
- ・きらめきパトロール隊や見守り隊の協力を得て、登下校中の様子を把握し、指導に生かしていく。
- ・学校だより等に学校の取組を掲載し、保護者の理解を得る。学校基本方針をPTA総会で説明したり、学校HPで公開したりして、学校のいじめ問題への取組について、保護者の理解を得る。



関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- ・市教育委員会・児童民生委員・真庭警察署
- ・津山児童相談所・真庭市子育て支援課

＜連携の内容＞

- ・市教育委員会と事案に対する対処を相談する。
- ・事象については細やかに相談する。

＜学校側の窓口＞

- ・校長・教頭

学校が実施する取組

① いじめの防止	《職員研修》 ・教職員の指導力向上のために、生徒指導リーフをもとに研修を深める。 ・QUアンケートを6月と11月に実施し、その結果について校内研修で情報交換を行うことで、児童理解に努める。 《学級集団づくり》 ・道徳の時間は、「生命の大切さ」「勇気」「正直」「公正」など人権を尊重しようとする心情を養う。 ・一人ひとりが活躍できる学習活動を取り入れていく。 ・人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動を指導に取り入れる。 ・児童同士で、良いところや頑張っているところを見つけて伝え合う活動を通して、自己肯定感や自己有用感を向上させる取組を行う。 ・学級の中に安心していられる居場所づくりを行う。担任がしっかりと話を聞いたり、自分の思いが何でも言えたり、間違っても大丈夫だと感じる支持的風土のある学級集団づくりに努める。 《体験活動の充実》 ・学校行事や委員会・クラブ活動、縦割り班活動など児童が主体的な活動ができ、達成感がもてるような活動を推進していく。
	② 早期発見 《実態把握》 ・児童の実態把握のためのアンケートや教育相談を毎月実施し、児童の様子を十分把握しながらいじめの早期発見を図る。 ・6月と12月は教育相談週間を設け、安心して話のできる雰囲気のことで児童一人ひとりとの時間をもち、どんな話もしっかりと聴く。 《相談体制》 ・学期1回、学級の様子(気になる児童について)のレポート報告を行い情報を共有する。また、気になる児童や事象についてもその都度情報を共有し、全職員で声をかけたり様子を観察したりしていく。 ・気になる事象があった場合、当該児童や周りの児童から情報収集し、どのように解決していくか、またどう指導するべきかを職員間で相談し合う。 ・学級の問題を担任一人で抱え込まないよう、何でも話せる職員間の関係をつくる。 ・実態に応じてケース会議を開き、対策を話し合う。
	③ いじめへの対処 《いじめの有無の確認》 ・つらい思いをしている児童がいたら誰からの情報であっても速やかに正確な情報収集を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・例えいじめと確認しなくとも、個への指導や学級全体への指導が必要な場合には速やかに対処する。 《いじめへの組織的対応》 ・いじめへの組織的対応をするために、いじめ対策委員会を開催し、最善の対応策を検討する。 《学級指導》 ・いじめにつながる事象と感じたら時系列に沿った正確な情報収集を行い、「何が間違っているか」「周りの人はどうしていたか」「見ていて何もしなかったら(傍観者的立場)いじめているのと同じである」「自分たちはどうしたらよいか」など、一人の問題を学級全体の問題として具体的に話し合っていく。また、何気ない言動や、遊び半分の言動が友達の心を傷つけるということ、そのことは人権侵害になるということを発達段階に応じてわかりやすく伝える。いじめにつながる言動であることも伝える。問題があった時には毅然とした態度で指導にあたる。 ・傍観者的立場の児童の人権意識を育てていけるような指導を行う。 《いじめられた児童への支援》 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を守りぬくということを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 《いじめた児童への支援》 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす大きな影響等に気づかせるなど適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該の周囲の環境や人間関係・家庭環境などの背景を十分に把握した上で、保護者の協力を得ながら心から反省できるような指導を行う。